

山梨県八代郡祝村における葡萄酒会社の設立と展開

—明治前期の産業と担い手に関する一考察—

湯澤規子

- I. はじめに
 - (1) 問題の所在と目的
 - (2) 研究対象
 - (3) 研究方法
- II. 明治・大正期における葡萄酒醸造業と山梨県
 - (1) 葡萄酒醸造業の概況と山梨県の位置づけ
 - (2) 山梨県における勸業・勸農政策
 - (3) 八代郡祝村の特徴
- III. 祝村葡萄酒会社の設立とその担い手
 - (1) 発起人の特徴
 - (2) 株主の分布と特徴
 - (3) 村の青年の渡仏と醸造技術の移植
 - (4) 原料葡萄の調達
- IV. 祝村葡萄酒会社の展開と解散に至る経緯
 - (1) 祝村葡萄酒会社の経営動向
 - (2) 解散の経緯
 - (3) 葡萄酒醸造業の継続と再編
- V. おわりに

I. はじめに

(1) 問題の所在と目的

本稿の目的は、明治10(1877)年において山梨県八代郡祝村に設立された葡萄酒会社を事例として、明治前期の日本における新たな産業の導入過程とそれを支えた担い手の特徴を地域との関わりから明らかにすることである。日本の場合、近代的な企業の設立や産業

地域の形成は一部の都市のみならず、広範な農村地域にもみられ、それらが後の経済発展の重要な原動力の1つとなった¹⁾。本稿で農村地域に展開した葡萄酒醸造業に着目する意義はここにある。

明治前期における諸産業発展の地域性を解明した古島²⁾は近代化の全般の特質の把握だけでなく、地域的具体性、網羅性をふまえてこの時期を理解する必要性を示した。歴史地理学では黒崎³⁾による明治期に関する一連の研究によって近代化以前の地域の特徴との関連性、近代化の波動に対する各地域の反応の差異、それらを地域的具体性に基づいて解明することの意義が示された。これらの問題意識は近年における山根ら⁴⁾の一連の研究成果にも引き継がれ、近代日本の地域形成に関わる諸問題の解明は今なお歴史地理学における重要な課題の1つである。

近代日本の地域形成に関わる諸問題は様々あるが、本稿では特に地域形成の担い手に着目する。ここでの担い手への着目とはすなわち、明治政府の政策そのものや政策を推進した中央官僚の活躍というよりもむしろ⁵⁾、地域に生きた人々の行動や試行錯誤に着目することを意味する。山根ら⁶⁾は主体として人間が地域や社会という構造と相互に規定しあう関係にあることに言及している。清水⁷⁾はより具体的に近代日本の地域形成の担い手を「地域的主体」という概念で示し、その重要

キーワード：明治前期、山梨県、葡萄栽培、葡萄酒、祝村、担い手

性を主張した。本稿でもこの視点に立ち、葡萄栽培と葡萄酒醸造業の展開を支えた担い手たちが明治前期の地域の中で地域的主体としていかなる役割を果たしたのかを考えてみたい。

周知のように当該地域は近世以来の葡萄栽培の歴史を有する。そのため葡萄栽培とその加工業としての葡萄酒醸造業は密接に関連して展開したと推察される。つまり当該地域の場合、明治政府の近代化政策が従来の地域的特徴の上に展開したと考えられる。しかし、既往の研究では葡萄栽培と葡萄酒醸造業が個別に研究されてきたために、この関係性に言及したものはほとんどみられない⁸⁾。例えば葡萄栽培に関する歴史的研究は、近世における甲州葡萄の生産構造と流通を検討した飯田⁹⁾や、地理学的視点から高度経済成長期以降の産地形成を議論した内山¹⁰⁾、果樹栽培史の中で品種・育種変遷を検討した堀内ほか編¹¹⁾などがある。一方、葡萄酒醸造業に関する歴史的研究は、近世から第二次世界大戦後の復興期までを視野に入れた上野¹²⁾や、殖産興業期の葡萄酒醸造の展開を検討した麻井¹³⁾がある。

その中では江波戸・小林¹⁴⁾が勝沼を事例として葡萄栽培と葡萄酒醸造業の関わりに言及している点で示唆に富む。江波戸らは近世以来の葡萄栽培の歴史の上に、近代以降、新たな観光葡萄園と葡萄酒醸造業が展開したことを指摘した。しかし、その具体的解明は今後に委ねられていた。そこで本稿では両者の関係性にも留意して分析を進めることとする。担い手に着目し彼らが生きた地域を描く中では、葡萄栽培と葡萄酒醸造業が単なる個別の産業史ではなく、地域史を構成する関連し合う要素として位置づけられよう。

(2) 研究対象

本稿では明治前期の山梨県八代郡祝村とそこに設立された祝村葡萄酒会社を主たる研究

対象とする。日本における葡萄酒醸造業は明治期に始まり、明治前期の揺籃期を経て、明治中後期から大正期に多くの醸造業者が誕生した¹⁵⁾。明治前期は明治政府の勸業政策などとの関わりから全国各地で葡萄酒醸造業の萌芽がみられた時期である¹⁶⁾。原料となる葡萄も内務省勸業寮によって殖産興業政策の一環として全国に苗が配布され、栽培が試みられた¹⁷⁾。こうした状況下にあつて最も早く葡萄酒醸造が実施されたのは山梨県であった¹⁸⁾。『大日本洋酒缶詰治革史 洋酒編』によると、山梨県では当該期、少なくとも以下の3つの動向が見られた。第一に最も早く葡萄酒醸造業に着手したのは、甲府市の山田宥教と詫間憲久¹⁹⁾という人物であった。しかし、この2人の試醸は明治9(1876)年に廃され、本格的な葡萄酒醸造業の成立には至らなかった。第二に明治10(1877)年に山梨県が勸業政策の一環として甲府城内の勸業試験場に葡萄酒醸造場を設立した。第三に同年の八代郡祝村では、葡萄農家の有志達によって祝村葡萄酒会社²⁰⁾が設立され、同社は日本における民間葡萄酒会社の嚆矢となった。このように、明治前期の山梨県における葡萄酒醸造業の導入過程をみると、勸業政策とそれを受け止める地域の双方にいくつかの動きがあつたことが窺える²¹⁾。

明治10(1877)年に設立された祝村葡萄酒会社は明治19(1886)年には解散し、その経営期間の短さゆえに、揺籃期における1つの失敗事例として提示されるほかは²²⁾、これまでその経営展開や設立意義について詳細に検討した研究は管見の限り見当たらない。しかし、本稿では同社設立の意義を近代日本の地域形成との関わりから再検討する必要があると考える。その理由は祝村葡萄酒会社の展開が同時期における官営の葡萄酒会社や外部資本の移植として始まった醸造場²³⁾と異なり、既に地域に葡萄栽培が展開していたうえに導入され、地域の有志によって設立が発起され

たことにある。

(3) 研究方法

本稿では葡萄酒会社の経営史料²⁴⁾と併せて地方文書、すなわち祝村の諸家文書²⁵⁾、旧役場文書²⁶⁾を分析する。これによって祝村葡萄酒会社の設立と展開の意義を地域の問題として相対化することが可能となる。以下ではまず第Ⅱ章で近代日本における葡萄酒醸造業の動向とその中で山梨県の位置づけを明らかにしたうえで、県の殖産興業政策としての勸業試験場内の葡萄酒醸造所と葡萄酒会社が設立された祝村について概観する。そして第Ⅲ章では祝村において葡萄酒会社が設立された当時の状況を復原し、同社の担い手を発起人、株主、醸造技術者、葡萄生産者という

4つの側面から検討する。第Ⅳ章では同社のその後の経営動向と解散に至る経緯を明らかにし、以上を総括して、明治前期における祝村葡萄酒会社の担い手の特徴および同社の設立意義を考察する。

Ⅱ. 明治・大正期における葡萄酒醸造業と山梨県

(1) 葡萄酒醸造業の概況と山梨県の位置づけ

日本における葡萄酒醸造業は勸業政策や開拓政策の一環として展開するもののほか、地主あるいは外部資本によって民間から始まった事例も含まれ、明治前期から複数の地域で試みられていた(表1)。その中で山梨県は勸業場による葡萄酒醸造と民間会社による葡萄酒醸造がほぼ同時期にみられ、かつ最も早

表1 日本における葡萄酒醸造業の動向

年	山梨県	事柄
明治3、4年	○	山梨県甲府市において山田宥教と詫間憲久が葡萄酒を試醸する。
明治8年		青森県弘前市松森町にて藤田久次郎、同市在留のアルヘーを聘して葡萄酒醸造業の教を受ける。
明治9年		北海道開拓使庁において、野生葡萄を原料として葡萄酒醸造を開始する。
明治10年	○	山梨県において県の勸業場に葡萄酒醸造所が設立される。
	○	山梨県八代郡祝村において祝村葡萄酒会社が設立される。
		滋賀県滋賀郡において谷口甚兵衛が野生葡萄を用いて葡萄酒を試醸する。
明治13年		兵庫県播州加古郡印南新村において播州葡萄園が設立され、明治16年から葡萄酒が試醸される。
明治19年	○	開拓使庁にて経営していた葡萄酒業が花菱葡萄酒醸造場となり明治21年以降、民業として運営される。
		山梨県の祝村葡萄酒会社が解散し、土屋龍憲、宮崎光太郎、土屋保幸らがその器具器械などを譲り受け共同醸造を開始する。
明治21年		栃木県那須野において、大島高任が葡萄園を墾き、明治23年より醸造に着手する。
明治23年		長野県里山邊村において豊島理喜知が葡萄酒の醸造を開始し、明治24年に信濃殖産株式会社に経営を引き継ぐ。
明治24年		北海道の花菱葡萄酒醸造場が札幌葡萄酒醸造場と改称する。
		新潟県中頸城郡において川上善兵衛が岩の原葡萄園を興す。
明治27年		神奈川県橘樹郡保土ヶ谷町の中垣秀雄が北海道において葡萄酒醸造を開始する。
明治30年		茨城県稲敷郡牛久村を開墾して、神谷伝兵衛が葡萄園を興す。
		長野県小県郡において三ツ井庄次郎が葡萄酒醸造業を興す。
	○	山梨県東山梨郡勝沼町において池田濱吉が葡萄酒醸造業を興す。
明治31年	○	山梨県甲府市錦町に甲州葡萄酒株式会社が設立される。
明治33年		愛媛県温泉郡において乗松熊太郎が葡萄酒醸造業を開始する。
明治34年		神谷伝兵衛が牛久葡萄園にて自園の葡萄を用いた醸造を開始する。
	○	石川県河北郡において水島初太郎が葡萄酒醸造業を開始する。
		山梨県東八代郡祝村に甲州葡萄酒株式会社の前身となる日之出商店が設立される。
明治35年		栃木県芳賀郡において佐藤豊貞らが芳賀葡萄酒株式会社に設立する。
		兵庫県淡路郡葡萄酒株式会社の創業者、藤野伊逸が葡萄酒を試醸する。
明治36年		茨城県猿島郡生子菅村において塚原積蔵が葡萄酒醸造場を設立する。
明治37年		栃木県那須郡黒磯町において渡邊謙次が葡萄園と葡萄酒醸造を開始する。
明治38年	○	山梨県甲府市に山梨葡萄酒試験場が設立され、翌年東洋葡萄酒株式会社となる。
明治39年		石川県羽咋郡河合谷村において川上与蔵が葡萄酒を醸造する。
明治44年		佐賀県佐賀郡鍋島村において納富虎吉が葡萄酒醸造業を開始する。
		岡山県において吉備葡萄酒醸造所が設立される。
大正3年	○	山梨県北巨摩郡において、稲本富太郎らが大日本葡萄酒会社を設立する。

注) 山梨県に関係する事項には○を付記した。

資料：風戸弥太郎編『大日本洋酒醸造誌沿革史 洋酒篇』日本和洋酒誌新聞社、1915、農林省『農務類末 第二十八冊』(農林省『農務類末 第一巻』農林省、1953)より作成。

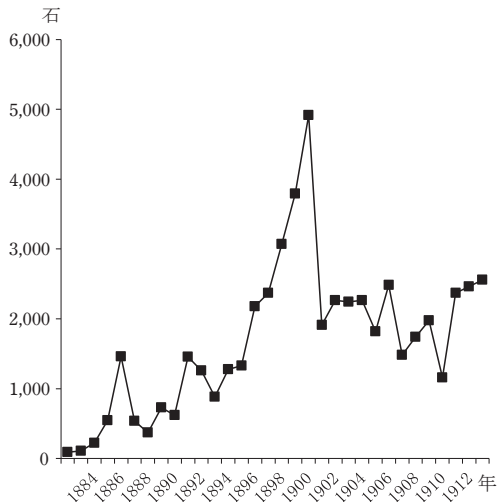


図1 日本における葡萄酒醸造石数の推移
資料：『大日本洋酒罐詰沿革史 洋酒篇』55-57頁より作成。

く葡萄酒醸造業に着手している点の特筆される。同県内では明治初期から大正期にかけて複数の事例がみられる。

全国の葡萄酒醸造石数の推移から葡萄酒醸造業の動向を示せば図1のようになる。日本全体における葡萄酒の醸造量は明治16(1883)年には僅か93石であったが、明治中期ごろまで微増し、その後、明治34(1901)年頃まで概ね増加傾向にあった。明治35(1902)年には一時急減し、その後の醸造量は安定していないものの、明治10年代に比べれば漸増傾向にあった。府県別醸造石数がわかる大正3(1914)年のデータを見ると、山梨県、山形県、新潟県、茨城県で全体の約83%を占めており(表2)、地域的偏在が認められる。特に山梨県は全体の約60%を占め、この時点で日本有数の葡萄酒醸造地域となっていた。以下ではその前史として、明治前期における山梨県および祝村内での動向を検討する。

(2) 山梨県における勸業・勸農政策

前述したように、同県の場合、勸業政策に基づく官営の葡萄酒醸造所と民間の葡萄酒会

表2 府県別葡萄酒醸造場数および石高(大正3年)

府県名	場数	石数	(%)
山梨	45	1,550,841	60.6
山形	22	207,570	8.1
新潟	9	192,580	7.5
茨城	5	175,000	6.8
長野	46	119,835	4.7
青森	4	98,735	3.9
神奈川	4	58,060	2.3
福島	23	34,230	1.3
愛媛	2	21,543	0.8
兵庫	5	19,858	0.8
岩手	178	16,735	0.7
東京	1	16,300	0.6
栃木	26	12,580	0.5
石川	10	12,433	0.5
埼玉	8	11,050	0.4
佐賀	2	6,270	0.2
宮城	7	3,000	0.1
群馬	7	1,721	0.1
岡山	5	1,251	0.0
三重	1	14	0.0
合計	410	2,559,606	100.0

資料：『大日本洋酒罐詰沿革史 洋酒篇』52-54頁より作成。

社がほぼ同時期に設立され、官営と民間の葡萄酒醸造所が併存して展開した。県令藤村紫朗²⁷⁾は県治の改革者として明治20(1887)年までの在任期間の中で、殖産興業政策、村落合併、学校建設、土木行政などを精力的に進めた。とりわけ殖産興業政策としては特筆すべきものが多く、明治7(1874)年に県営勸業製糸場、明治9(1876)年に勸業試験場を設置した²⁸⁾。明治10(1877)年には同試験場内に葡萄酒醸造所が設置され²⁹⁾、主任技師として、明治9(1876)年に内務省勸業寮から欧州に留学し帰朝していた大藤松五郎が招聘された³⁰⁾。この葡萄酒醸造所には県外から伝習生が集まっていた。『山梨県勸業報告』³¹⁾によれば、長野県、東京府、長崎県、高知県

からの伝習生が明治13(1880)年9月に同所を卒業している。

勸業試験場では醸造用の西洋葡萄の栽培も試みられた。明治7(1874)年に東京に三田育種場³²⁾が開設されると、まずこの育種場に欧州種、米国種の新品種が導入され、その苗が全国に分与され、育成が奨励された³³⁾。『農務顛末』³⁴⁾には配布された苗が山梨県、兵庫県、愛知県、京都府において良好に育成したことが記録されている。明治10年には山梨県勸業試験場に米国種の葡萄苗5,000本が取り寄せられ、希望者に払い下げられた。当時の『勸業試験場報告』³⁵⁾には「其栽培ノ手續等ハ内地在来ノ葡萄トハ大ニ差違有之ニ付、払請ノ向ヘハ当场ヨリ時々派出シ其手續等ヲ教示スベシ」とある。翌年の報告³⁶⁾には「昨明治十年中、勸業試験所に於て、米国産各種の葡萄を培養せしめ、何れもよく地味に適応せり。今其果実を以て之を県下在来のものと比較^{くらぶ}れは其顆形大にして味ひ甚だ甘く、且つ淡泊なり(或は、少し麴臭を帯びたる者あり)。之を要するに生果^{なま}の儘食すれば、或は本県種のものに及ばざるもの有と雖とも、設し之を醸造の用に供すれば、必ず良好の酒類を得るべきならん。それ城内の如き新開の地にして、猶且つ如斯き繁殖を得たり。若し之を勝沼・岩崎・祝村等の如き葡萄適地の地に於て栽培せば、必ず莫大の収穫を得べし³⁷⁾」とあり、勸業試験場での新しい葡萄の栽培が比較的順調であること、西洋品種は生食用葡萄よりもむしろ醸造用葡萄として活用できそうであることが報告された。この時点において既に県の勸業課は県内、特に勝沼周辺の在来葡萄栽培とその地域的特徴を把握しており、西洋品種を在来品種栽培の実績ある地域において栽培することを提案している。

(3) 八代郡祝村の特徴

このような状況の中で、県の葡萄酒醸造所と同じ年に葡萄酒会社が設立された八代郡祝

村³⁸⁾とはどのような村であったのだろうか。同村は明治8(1875)年に上岩崎村、下岩崎村、藤井村が合併し、総戸数338戸、人口1,700人の村として誕生した(図2,表3)。耕地は総計171.8町であり、うち田が62.0町、畑が109.8町という状況で、祝村全体で見ると畑が多いことが特徴として挙げられる。祝村のうち、藤井における田の割合が著しく低いのは、上岩崎、下岩崎が日川沿いの平地を含んでいるのに比べて、藤井は扇状地の扇尖部に位置し、ほとんど平地を含まないためである。葡萄栽培の状況を見ると上岩崎が最も多く葡萄を栽培し、1人当たりの平均所有本数も多いことがわかる³⁹⁾。しかし、村高で見ると下岩崎が最も高い。明治7(1874)年における下岩崎の収穫総計⁴⁰⁾を見ると米、麦、芋、小麦、大豆、小豆、唐黍に加えて繰綿、葡萄、桑などが含まれており、これらが経済的に重要な意味をもっていたと推察される。

明治13(1880)年の祝村の農産物を示すと表4の通りである。特筆されるのは全物産に占める普通物産の金額割合が18.5%であるのに比べて、特有物産の金額割合が81.5%と非常に高いことである。その理由は特有物産の内訳にある生糸(約40%)と繭(約30%)に求められる。横浜開港以降、山梨県では従来副業であった養蚕が著しく拡大し、明治10(1877)年には繭生産量は全国第5位、器械製糸は全国第3位を占めるという隆盛ぶりであった⁴¹⁾。祝村の農産物にはそれが顕著に表れている。生糸と繭に次ぐものとして葡萄は9.7%を占め、生糸や繭に比べればその割合は低い重要な位置にある。それは普通物産に含まれる米が7.4%であることと比べれば明らかである。つまり、祝村は商品生産を中心とした複合的な農業経営とその加工業により現金取得を追求する村であった。祝村葡萄酒会社はこのような村において設立されたのである。

実は同村では葡萄酒会社だけでなく、明治

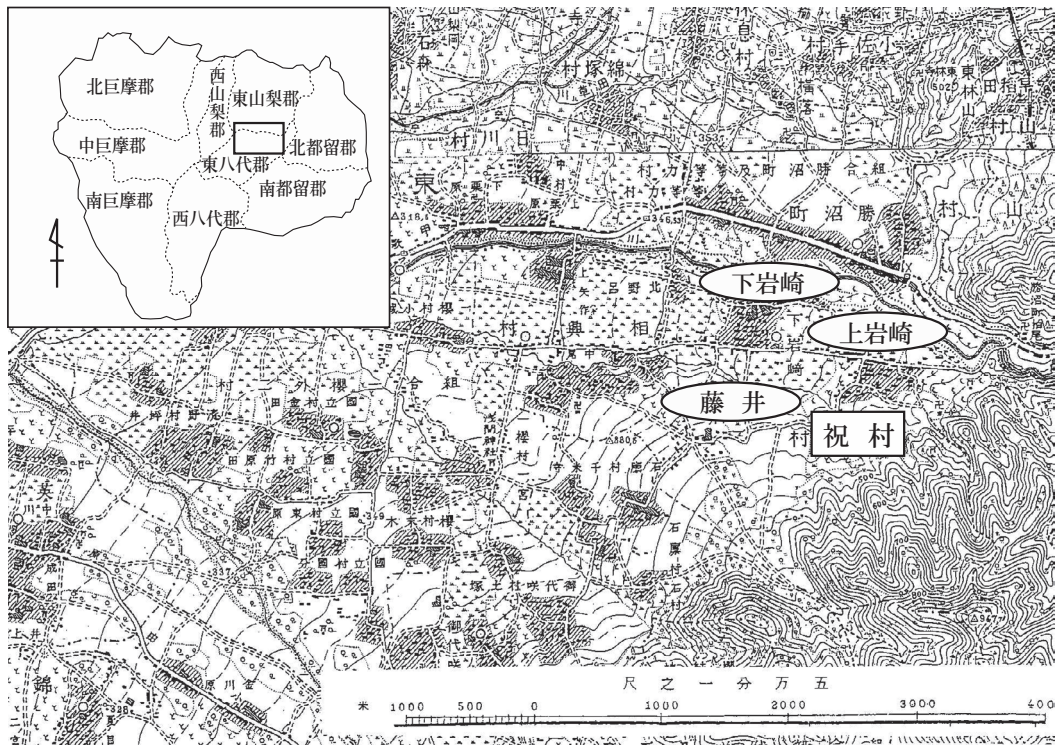


図2 研究対象地域

資料：大日本帝国陸地測量部発行、5万分の1地形図「甲府」1870年、
大日本帝国陸地測量部発行、5万分の1地形図「塩山」1915年に加筆。

表3 祝村(下岩崎・上岩崎・藤井)の概観(明治前期)

	戸数	人口	村高(石)	田(反)	畑(反)	葡萄栽培		
						本数(本)	栽培者(人)	本/人
上岩崎	137	682	776.764	235.6(36%)	425.4(64%)	1,882	65	29
下岩崎	155	794	1,052.687	338.2(45%)	412.1(55%)	613	84	7
藤井	46	224	290.040	46.4(15%)	260.3(85%)	39	6	7
合計	338	1,700	2,118.454	620.2(36%)	1,097.8(64%)	2,534	155	16

資料：村高、戸数、人口は「合併願控」1874(祝村文書A5-50)、田畑内訳は『山梨県市郡村誌上巻』109-110頁、葡萄木の
本数及び栽培者は「勤業記録」1875~1876(祝村文書A5-2)より作成。

前期において複数の会社が設立されていた。村内では明治6(1873)年にいち早く器械製糸工場が設立され、明治10(1877)年には祝村葡萄酒会社、明治13(1880)年には別の葡萄酒会社が設立された⁴²⁾。また、同年には農

事を改良、開墾、物産殖盛などを目的とした興業社が設立された⁴³⁾。このように祝村では明治前期において複数の新事業の開始が試みられ、葡萄酒会社はその1つとして設立された。

表4 明治13年東八代郡祝村物産表

普通物産	種類	数量(石)	金額(円)	金額割合(%)
	米	830.0	8,300.0	7.4
	粟	2.2	22.0	0.0
	大豆	62.0	620.0	0.6
	蕎麦	37.0	240.5	0.2
	蜀黍	240.0	1,800.0	1.6
	玉蜀黍	8.8	44.0	0.0
	大麦	870.0	5,655.0	5.1
	小麦	330.0	3,135.0	2.8
	糯米	68.0	850.0	0.8
	計	2,448.0	20,666.5	18.5
特有物産	種類	数量(斤)	金額(円)	金額割合(%)
	実綿	1,200.0	87.6	0.1
	繭	24,500.0	33,125.0	29.6
	生糸	6,120.0	44,676.0	40.0
	藍葉	3,125.0	156.0	0.1
	葡萄	180,000.0	10,800.0	9.7
	蚕種	200枚	140.0	0.1
	桑葉	42,000.0	2,100.0	1.9
計		91,084.6	81.5	
合計		111,751.1	100.0	

資料：飯田文弥『近世甲斐産業経済史の研究』国書刊行会、1982、204頁より作成。

III. 祝村葡萄酒会社の設立とその担い手

(1) 発起人の特徴

本章では祝村葡萄酒会社を事例として、新事業導入の担い手の特徴を発起人、株主、醸造技術者、葡萄栽培者という4つの主体から明らかにする。祝村葡萄酒会社の社長には隣村である一宮村の戸長であり第二十四小区長であった雨宮広光が就任し、発起人としては内田作左衛門、雨宮彦兵衛、土屋勝右衛門、宮崎市左衛門らが名を連ねていた。以下では同社に関わる人物像をいくつかの指標に基づいて明らかにしてみたい。表5は祝村葡萄酒会社の社長、発起人、渡行人について、祝村葡萄酒会社との関わり、その他村内の会社との関わり、主業と兼業、村内事業に対する寄付行為、納税、村政、製糸業との関わり等を

可能な範囲でまとめたものである。

まず、祝村葡萄酒会社の社長、発起人たちを見ると、以下の3点を指摘することができる。1点目は彼らがいずれも様々な事業を展開しながらその一部として葡萄酒醸造業を始めていることである。例えば発起人である内田作右衛門と雨宮彦兵衛は明治13(1880)年時点においてそれぞれ91名、30名の工女を抱える製糸業者でもあった。特に雨宮彦兵衛は主業を農業としながらも、酒造、醤油醸造、蚕種商、生糸商、質屋、蚕業、水車業等、様々な事業を手広く営んでいた。それは土屋勝右衛門、宮崎市左衛門も同様であり、経営規模の差はありながらも複合経営の中に葡萄酒醸造業という新たな事業を取り込もうとした点で共通している。社長となった雨宮広光は明治12(1879)年に銀行類似会社を設立した人物である。この貸付会社は甲府盆地東部の峡東地域における金融の円滑を図ることを目的として日川村に設立され、後に興商銀行となった⁴⁴⁾。さらに明治22(1889)年には生糸共同揚棹場を設置し、これは後に広盛社⁴⁵⁾となった。葡萄会社、興業社など同時期に設立された村内の他会社へ視点を転ずると、その担い手は祝村葡萄酒会社のそれと一部重複していることがわかる。

2点目は、彼らの多くは養蚕業、製糸業、葡萄栽培に関する技術普及者でもあったことである。例えば雨宮彦兵衛は明治6(1873)年に上州富岡の官営製糸工場を見学した後、民間ではいち早く祝村に製糸工場を設置した。雨宮彦兵衛は郡内数か所に大棹場を設置し、繰糸を集荷して三井物産会社を介して直接輸出事業を行い、さらに東八代郡と東山梨郡の製糸家を集め、甲東社を設立した⁴⁶⁾。その一方で、明治18(1885)年に『甲州葡萄手引草』⁴⁷⁾を刊行し、甲州葡萄及び欧米品種葡萄の栽培技術を普及している。高野正誠は明治23(1890)年に『葡萄三説』⁴⁸⁾を著し、葡萄栽培及び葡萄酒醸造業の技術普及に寄与し

表 5 東八代郡祝村における葡萄酒会社等の担い手

旧村名	名前	年齢 明治10年	祝村葡萄酒会社	株主	興業社 明治13年	主業	兼業	大橋寄附 金帳記載 者	納税額	八代郡祝 村	戸長(就 職年)	製糸業工 女数(人)		備考	
												明治10年	明治13年		
一宮	雨宮広光	48	社長 ○	○	明治5年	農業	区長 酒 1俵	明治7年	明治27年	明治7年	明治5年	69円8厘	区長	明治13年	名主、戸長、区長、学区取締、銀行監査、取締役・社長・頭取となり、県会幹事、県会議員となる。明治6年、南田中より上岩崎に通じる道路を開く。明治9年、金田学校資本金をつくり、祝及び石蔵学校の新築を経営し、明治12年日川村に貸付会社を設立した。これが興商銀行の前身となった。明治14年、有志を勧誘し、祝村に葡萄酒醸造会社を設けた。明治22年、生糸共同揚桿場を下矢作に設立し、廣盛社とする(『東八代郡誌』1047-1048頁)。
	内田作右衛門		発起人 ○	○						区長		91	区長		祝村の名主、戸長を務めた。安政年間には蚕種生糸の貿易を開始し、明治6年高野積成と上州富岡の官設製糸工場見学後、祝村に器械製糸工場を設立した(『勝沼町誌』1083頁)。明治18年に『甲州葡萄酒手引草』を刊行し、甲州葡萄酒及び欧米品種葡萄酒の栽培技術普及に寄与した。
下岩崎	雨宮彦兵衛	37	発起人 ○	○	農業	酒造、醤油、生糸、蚕業、質屋	酒造家として酒5 駄			戸長	明治5年	30	戸長		
	土屋勝右衛門	67	発起人 ○	○	農業	酒造、質屋	酒造家として酒5 駄		17円63銭8厘	副戸長					
	宮崎市左衛門	38	発起人 ○	○	農業	酒造、蚕業	酒造家として酒5 駄		77円2銭6厘						知事より囑託を受け、ブドウ栽培に対する実験報告を行った(『勝沼町誌』695-696頁)。
	土屋竜憲	19	渡行人						58円91銭		明治38年 5月				土屋勝右衛門の長男。宮崎光太郎と共に共同醸造を始めたが、明治23年には廃し、単独の醸造場として品質向上に努めた。郡会議員、祝村長、村会議員を歴任し、村治に貢献した。明治28年休息村御料地数十町歩を開墾し、葡萄酒とするなど、葡萄酒栽培の開拓と発展に貢献した(『勝沼町誌』1082-1083頁)。
	高野正誠	25	渡行人 ○	○					62円97銭4厘						明治23年に『葡萄酒三説』を著した(『勝沼町誌』695頁)。

(注) 網掛けは祝村葡萄酒会社に関わる事項、○は各種事業に関係している人物に付記。

資料：大日本山梨葡萄酒会社については『勝沼町誌』755頁；八代郡祝村については『大橋寄附金帳(祝村文書B-49)』戸長については『勝沼町誌』218頁；製糸場については『勝沼町誌』590頁；納税額については『山梨県各郡選挙区有権者人名録』(渋谷隆一編『都道府県別資産家地主総覧 山梨・静岡編』日本図書センター、1997年所収)により作成。

た人物として知られている。宮崎市左衛門は県より嘱託を受け、葡萄栽培に関する実験報告を行った。

3点目は社長、発起人のほとんどは上記のような経済活動、技術普及だけでなく、区長、戸長、副戸長等として区政、村政を担っていたことである。雨宮広光は明治5年から同10年まで第二十四小区長を務め、発起人の1人である雨宮彦兵衛は天保16(1845)年父宗平に代わって岩崎村名主となり、維新後に祝村戸長となった⁴⁹⁾。明治10年における二十四小区長、祝村戸長、祝村副戸長は全て、祝村葡萄酒会社の社長、発起人、株主のいずれかとして同社に関わっていた。渡行人であった土屋竜憲も後に郡会議員や村長、村会議員を務めた。

以上のように、同社の社長、発起人たちは複数の事業に関わる事業主であるとともに、

技術の普及者、村政運営の中心的人物でもあった。彼らはいずれも1人の主体でありながら複数の役割を持ち、様々な立場から村の変化を促す人材であったといえる。

(2) 株主の分布と特徴

次に図3をもとに祝村葡萄酒会社の株主を検討する。「発起人名簿」⁵⁰⁾によれば祝村葡萄酒会社の株主は72名おり、その居住地をみると祝村を中心としながらも、より広範囲の人々によって同社が支えられていた⁵¹⁾。県外居住者は横浜1名のみであり、北巨摩郡1名、中巨摩郡1名、西八代郡1名、西山梨郡9名、東山梨郡42名、東山梨郡17名であった。その中でも祝村の人々が23名(32%)と最も多い人数を占めていた。72名の株主の中には甲府の豪商である若尾逸平⁵²⁾や、県令藤村紫朗も息子である狐狸馬⁵³⁾の名で株主

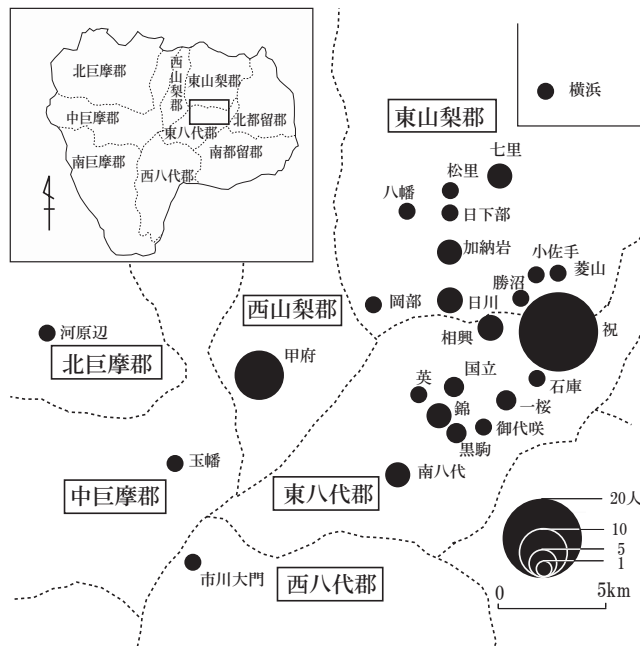


図3 祝村葡萄酒会社の株主分布(明治前期)

資料：「発起人名簿」山梨県立博物館蔵，葡萄酒会社関係一括資料歴2005-072-9；『明治三十六年山梨県勸業年報』，1906年により作成。

として参加している。その他の株主の顔ぶれとしては、地主層、葡萄園主、日本酒醸造家、生糸貿易商、製糸業者、生糸商、貸付会社経営者などであった⁵⁴⁾。その中で比較的多く株を保有していた雨宮広光が社長となり、興商銀行から事業資金を借り受け、株金と合わせて当初の経営資金が用意された。同社運営の中心的担い手は祝村下岩崎の発起人4名であったが、72名の株主を含めると、その担い手はより広域の近隣数郡に及んでいた。

(3) 村の青年の渡仏と醸造技術の移植

『勝沼町誌』によると、県令藤村紫朗が勸業政策の一環として明治10(1877)年から山梨県勸業場で葡萄酒の試醸を開始し、その結果として祝村の人々が醸造を試みたとされるが⁵⁵⁾、その因果関係は明確にはなっていない。祝村葡萄酒会社の発起人はまず、醸造会社設立のために自ら株金を募り、その資金をもとに明治10(1877)年10月10日、村内の2人の青年、土屋竜憲と高野正誠を葡萄酒醸造技術及び、葡萄酒醸造用葡萄品種の栽培技術の修得のためにフランスのトロワ市に派遣した。勸業試験場内の葡萄酒醸造場で醸造技術を修得することも選択できる状況の中で、土屋と高野は留学したことになる。

高野は当時25歳で祝村葡萄酒会社の株主の1人でもあった。土屋は同社発起人の土屋勝右衛門の長男であり、19歳であった。明治14年の「葡萄酒会社利益計算表」⁵⁶⁾には支出の内訳に「洋行費」3,031.064円が計上されている。この額は収入10,512円のうち30%弱を占めており、株主たちはこの2人の青年に大きな投資をして新たな産業の実現を期待したことが窺える。ところで、この洋行費を工面する過程では、1,000円の不足金が生じた。そのため同社は数人の発起人や株主の土地を抵当に入れることで、不足金を県から借用した(史料1)。

史料1

(前略)

右者今般葡萄酒会社設立ニ付、葡萄栽培方及醸造修行トシテ、土屋助次郎、高野正誠仏蘭西国江洋行爲致候入費金一時差支、書面之金円拝借仕候処、相違無御座候、然ル上者、前書記載之通り、期限無滞元利取揃返納可仕候、若滞候ハバ、証請人ニテ負担抵当地所売払、万一不足相立候共、引受弁納可仕候、為後証之拝借金証券如件

山梨県第廿四区

八代郡祝村

明治十年十月

拝借人 内田作右衛門

同 雨宮彦兵衛

証人 土屋勝右衛門

受人 内田庄兵衛

山梨県令 藤村紫朗殿

同史料によると、この1,000円を借用するために抵当にいられた土地は2町8反2畝8歩、地価にして1,932.792円であった。同地の所有者とその割合をみると、高野正誠と土屋勝右衛門がそれぞれ地価金換算で40%弱、宮崎市左衛門が15%、志村市兵衛が8%を負担していた⁵⁷⁾。フランス留学に行く高野正誠と土屋竜憲の家が約80%を負担しているだけでなく、宮崎家や志村家も負担し、祝村葡萄酒会社の発起人たちが拝借人となって県に申し出ていることから、高野正誠と土屋竜憲は同社から派遣されたことが確認できる。

2人の渡仏に際しては、東京までは県の政界人や県勸業課長らが同行し、フランスまではパリ万博に向かう前田正名⁵⁸⁾が同行した⁵⁹⁾。この経緯をふまえると、祝村葡萄酒会社は国や県の勸業政策とも関わりながら展開したと見ることができる。しかし、重要であるのは、同社の人材、組織、資金のほぼ全てが祝村及びその近隣地域から集められた点で

ある。県から借用した1,000円は利息金354円と共に明治14年9月15日に皆済されている⁶⁰⁾。

約2年間の留学を経て、明治12(1879)年5月8日に高野正誠と土屋竜憲は横浜港に帰着した⁶¹⁾。葡萄酒醸造を始めるために同社が明治12年12月までに買入れた器械類の代金は465,277円であり、その後継続的に器械や道具を揃え、その代金は明治12年～明治17年までの間に合計933,686円にのぼった⁶²⁾。樽の購入代金として明治12年～17年までの間に838,678円が支出された⁶³⁾。樽の購入先として横浜の若尾幾造⁶⁴⁾が多く登場することから、おそらく輸入洋樽か、その空樽などを購入していたのではないかと推測される。また、「樽直シ」のために「甲府桶屋 清水藤之助」、「樽直シ道具」のために「鍛冶屋拂」、「樽材挽割」のために「木挽二人」などへ賃金を支出した記述も散見され、洋樽を移入するだけでなく、それを修理調整し使用していた様子が窺われる。2人が帰国すると同時に、祝村葡萄酒会社は彼らを醸造主任技師として迎え醸造を開始した⁶⁵⁾。明治12(1879)年には設立当初の社長であった雨宮広光に代わって雨宮彦兵衛が社長となり、祝村葡萄酒会社は日本酒醸造業を営んでいた雨宮彦兵衛家の土蔵を借り受け、葡萄酒醸造工場とした⁶⁶⁾。9月22日には土蔵だけでなく日本酒醸造器具も併せて借用しており、初めての葡萄酒醸造には日本酒醸造の道具も用いられた⁶⁷⁾。

(4) 原料葡萄の調達

醸造用の原料葡萄が準備された経緯を、明治12(1879)～同13年の葡萄調達等を記した「明治十二年 葡萄買入帳」⁶⁸⁾によって見てみよう。明治12年における同社の葡萄買入状況を確認すると、同社の葡萄買入れは棚買葡萄、貫目買葡萄、山葡萄に分けられている⁶⁹⁾。そのうち、東京で葡萄として販売する分の金額を差し引いた額である約947円が「醸造葡萄酒之金」と計上されている。また、初めて

の葡萄酒醸造では30石の葡萄酒と他にブランドが醸造されたこともわかる。同年の葡萄の品種は近世以来この地域で栽培されていた「甲州種」であったと考えられる。その理由は、同史料中、翌明治13(1880)年の買入内訳には「葡萄」と区別して新たに「洋葡萄」という項目が設けられているからである。明治13年の洋葡萄は11.32円分のみで購入となっており、量的には僅かであったことから、初期の葡萄酒醸造業では在来種である甲州種を主要原料としながらも、徐々に新種の定着を図ろうとしていたことが窺われる。

明治14(1881)年以降は、葡萄の売り主が買入れ日ごとに記載されるようになり、売主名と居住地、葡萄の品種、棚数、貫目数の詳細を知ることができる(表6)。表6から次の2点を指摘できる。1点目は33名の売主のうち、19名が上岩崎、下岩崎の人々であり、原料葡萄の多くを祝村で準備していることである。2点目は祝村葡萄酒会社の発起人及び株主が葡萄の売主にもなっていることである。彼らの多くは甲州種の栽培をしながら、洋葡萄の栽培にも着手している。

祝村葡萄酒会社の発起人であり、明治12(1879)年以降の社長を務めた雨宮彦兵衛は、既述したように明治18(1885)年に葡萄栽培の農業技術書を刊行した。雨宮彦兵衛はその著書『甲州葡萄手引草』の末尾で付言として次のように述べている。「予輩葡萄酒会社ヲ設立スルニ際シ、勸農局育種場ヨリ西洋種葡萄苗若干ヲ購入シ社員中二分賦、而米仏栽培方ニ倣ヒ之ヲ試植スルニ、各種ノ内コンコルド、カトーバル我地ニ適シ、此書中ノ方法ノ如ク棚ニ架シテ栽培スレバ多額ノ果実ヲ獲ルコト経験アリ(句点、下線は筆者付記)」。これによれば、雨宮彦兵衛は祝村葡萄酒会社中で新たな葡萄苗を配り、実際に西欧葡萄を試植したうえで地域に適する2種(コンコルド、カトーバル)を選定するに至ったことがわかる。

表6 醸造用葡萄の売主（明治14年）

区	株	氏名	品種	棚	貫目	
勝沼		網野茂左衛門	和	5		
		市川四郎兵衛	和	1		
祝	上岩崎		洋		1.11	
			川崎吟平	和		176.00
				和	28	
		○	川崎善左衛門	和		46.80
		○	三枝行証	洋		1.35
				和		31.50
		志村七郎左衛門	和	5		
		田口五郎兵衛	洋		1.60	
		竹田与惣右衛門	和		16.20	
	下岩崎	◎	雨宮彦兵衛	洋		1.00
				和	9	
				洋		12.80
		○	雨宮弥右衛門	和		3.40
				和	4	
		◎	内田作左衛門	洋		21.50
				和		151.80
				和	3	
		○	内田庄兵衛	洋		0.85
			和	4		
		砂田清作	和	3		
○		高野正誠	和	10		
○	高野積成	洋		57.00		
◎	土屋勝右衛門	洋		11.30		
		洋		3.95		
	土屋半甫	和		31.40		
		和	1			
	前田国荒	洋		5.10		
◎	宮崎・内田	和		36.80		
◎	宮崎市左衛門	和		132.55		
	武藤太右衛門	和		2.10		
○	渡辺武右衛門	和	3			
加納岩	○	和田弥次兵衛	洋		39.50	
柏尾		大善寺	洋		21.20	
一桜		加藤庄兵衛	洋		5.80	
不明		鈴木甚五右衛門	和		4.70	
			和	2		
	○	鈴木小左衛門	洋		5.10	
			和		8.20	
		武藤太右衛門	和		2.10	
		雨宮沖右衛門	洋		0.80	
			和		12.50	
		内田四郎兵衛	和			
		和	30			
	小田川孫兵衛	和	18			
	川崎惣兵衛	和	15			
	川村	洋		3.00		
合計				141	849.01	

注1) 和葡萄と洋葡萄の区別を明確にするため、洋葡萄に網掛けをした。

2) 祝村葡萄酒会社の発起人には◎、株主には○を付記した。

資料：「明治十二年 葡萄買入帳」1879年8月、山梨県立博物館蔵、葡萄酒会社関係資料一括歴2005-072-345より作成。

また、新品種の栽培を地域に普及定着させるために、次のような助言をしている。「第一此法タル其耕地ニ利益アリテ、仮令ハ茲ニ大麦・小麦・大豆・小豆・豆菜・大根ヲ作ル一畝歩ノ良畑アリ、之レヘ葡萄ヲ栽植スルニ、樹ノ本僅カ六尺四方ノ地ヲ要スル而已ニシテ、其余廿九歩ハ依然是迄ノ通り麦・豆・菜・大根等ヲ年々棚下タニ耕作シナガラ葡萄ヲ栽培シ、愈葡萄ノ収利アルニ随ヒ棚下ノ作物ヲ休止シテ、本文ノ如クスルナリ、開墾地ニ栽ルニモ葡萄ノ収利ヲ見ル迄ハ、其地相応ノ下タ作ヲ為スヲ善トス（句点、下線は筆者付記）」⁷⁰⁾。

このように、本書を通して従来の栽培法を応用することを広く伝え、葡萄の新品種導入に際して従来の栽培品種や農業構造をふまえて農家が利益を確保できるように間作を奨励し、具体的にその方法を提案している。新しい葡萄の栽培や葡萄酒醸造業を実践し、技術書の刊行を通してその普及に努めた彼らの行動は、当該地域における明治前期の葡萄栽培及び葡萄酒醸造業の技術導入を実現する重要な条件の1つであったと思われる。

IV. 祝村葡萄酒会社の展開と解散に至る経緯

(1) 祝村葡萄酒会社の経営動向

これまで述べてきたような経緯で祝村葡萄酒会社は設立され、葡萄酒醸造の準備が整えられ、明治12(1879)年には甲州種と山葡萄によって葡萄酒が醸造された。本章では同社が葡萄酒醸造を始めた初年度の状況とその後の展開を跡付ける。

明治12年8月から記録された「葡萄酒売帳」⁷¹⁾によって初年度8月から11月までの販売状況をみると、この期間には赤・白葡萄酒432壘、金額にして129.35円、樽販売と思われる白葡萄酒4石6斗7升1合、金額にして143.944円、ブランデー1円、合計274.294円の売上があった。壘の内、赤葡萄酒が371壘、白葡萄酒が61壘となっており、赤葡萄酒の方

が多いが、樽で販売したと思われる白葡萄酒を含めると、赤葡萄酒約278ℓ(24%)、白葡萄酒約886ℓ(76%)となり⁷²⁾、白葡萄酒の割合が高いことがわかる。その販売先の内訳は、卸売と小売の2形態で、卸売は赤葡萄酒46.93円分と白葡萄酒143.944円分を含む190.874円であり、全売上高の約70%を占めている。卸売先は明治13年～明治16年までの帳簿に31人が記載され、その内13人が祝村葡萄酒会社の株主であった⁷³⁾。株主以外で特筆される卸売先として東京神田須田町の果物問屋である西村小市が挙げられる。西村小市には143.944

円分樽で出荷されており、これは全売上高の約52%を占める大きな取引先であった。西村小市は近世より水菓子を扱う問屋商売をしている7軒のうちの1軒に該当し、甲州種も扱う問屋であった⁷⁴⁾。つまり、祝村葡萄酒会社は西村小市を通して、従前の生食用葡萄の取引関係に大きく依拠して東京への最初の葡萄酒販売を試みていたことがわかる。いずれにしても、この時期においてはまだ葡萄酒販路の新たな開拓には至らず、その模索をしていた段階であることが窺える。

表7は明治12(1879)年から明治17(1884)

表7 葡萄酒会社の経営収支動向(明治12年～明治17年)

単位：円

	項目	明治12・13年度	%	明治14年度	%	明治15年度	%	明治16年度	%
収入	東京横浜出シ葡萄酒売却代	1,377.761	78.5						
	葡萄酒売却代1)	337.545	19.2	3,516.340	75.4	2,538.095	83.0	1,517.675	64.6
	干葡萄酒売却代	33.650	1.9	4.300	0.1				
	蜜柑酒売却代	5.250	0.3	3.250	0.1	2.000	0.1		
	葡萄酒売却回収金			1,061.317	22.8	518.173	16.9	127.130	5.4
	葡萄酒殻売却代			49.270	1.1				
	手数料収入			27.814	0.6			48.158	2.0
	利子収入							555.000	23.6
	駄賃戻ル金							102.416	4.4
	計		1,754.206	100.0	4,662.291	100.0	3,058.268	100.0	2,350.379
支出	葡萄酒買入代	5,432.770	73.7	2,976.413	48.6	1,603.283	59.9	346.026	20.7
	醸造2)	128.543	1.7	0.100	0.0	7.170	0.3	8.350	0.5
	雑費3)	233.698	3.2	527.794	8.6	162.095	6.1	58.543	3.5
	葡萄酒醸造税	40.000	0.5	271.267	4.4	109.500	4.1	198.700	11.9
	東京横浜葡萄酒遺荷ニ係ル駄賃	137.600	1.9						
	樽帯鉄絞リ器械繕賃及樽敷木代	64.885	0.9						
	葡萄酒醸造薬味及白酒糍代	68.107	0.9						
	借入金利子払	644.926	8.7	801.029	13.1				
	葡萄酒買入払其他日当払	22.720	0.3	261.400	4.3	41.500	1.5		
	薪買入代	142.641	1.9	31.580	0.5	42.392	1.6	30.136	1.8
	堀コロープスタンプカナガイ代払	90.007	1.2	695.142	11.4	461.549	17.2	197.468	11.8
	醸造手伝人夫其他雇人使賃	330.367	4.5	184.075	3.0	134.170	5.0	66.519	4.0
	葡萄酒買入同荷出シ及葡萄酒醸造ノ駄賃	37.826	0.5	369.471	6.0	116.410	4.3		0.0
	営醸賃			3.937	0.1			99.980	6.0
	株主総会入費							24.880	1.5
	営業税及村役所諸納附金							39.022	2.3
酒賃							600.000	35.9	
計4)		7,374.090	100.0	6,122.208	100.0	2,678.069	100.0	1,669.624	100.0
差引		-5,619.884		-1,459.917		380.199		680.755	
醸造石数		209石		59石5斗8升		48石8斗7升		19石9斗9升	

注1) 明治12年12月改

2) 明治12年12月改

3) 明治12年～明治14年4月に至る

4) 明治16～17年原文書には1669.622とあり。

資料：「従明治十二年至同十四年四月葡萄酒会社勘定書」1881年4月17日、山梨県立博物館蔵、葡萄酒会社関係資料一括歴2005-072-6より作成。

年4月までの「葡萄酒会社勘定書」⁷⁵⁾によって同社の経営収支動向をまとめたものである。同社の勘定書は明治17(1884)年4月までしか残っておらず、限られた内容ではあるが、経年的推移を知りうる史料として重要である。以下ではその内容を検討する。まず収入には初期から葡萄酒だけでなく、葡萄、干葡萄、蜜柑酒などによる売上が含まれている。醸造を開始して約2年間において葡萄は総収入の78.5%を占めており、葡萄酒よりもむしろ葡萄販売が中心であった。もっともそれは、葡萄酒醸造業が軌道に乗るまでの売上を確保するためであったと思われる。明治14年度になると、収入に占めるそれらの割合は低下し、葡萄酒売捌代が収入の75%を占めるようになり、翌15年度は83%になった。醸造初期の状況は一転し、その後は葡萄酒による売上金の割合が着実に高くなっている。収入に占める葡萄酒売上でみると、明治12・13年度は19.2%、明治14年度は75.4%、明治15年度は83.0%と推移し、葡萄酒醸造を経営の中軸に据えることには成功しているのである。東京や横浜への生葡萄の販売は明治14年度以降見られなくなった。純益額でみると経営の好転が読み取れる。また、借入金利子が含まれるのは明治14年度までとなっており、同社は設立当初に借用した資金を順調に返済してきたことも確認できる⁷⁶⁾。それ以降は黒字に転じ、明治16年度の決算では前年度の約2倍の利益を得た。祝村葡萄酒会社の葡萄酒は、明治14(1881)年にはスペインの万国博覧会において銅賞碑を獲得し⁷⁷⁾、会社の経営は軌道に乗るように見えた。

しかし、経年的に同社の動向を検討すると葡萄酒売捌代は減少しており、醸造石数を控え、在庫を販売することで経営の安定を図ろうとしていたことが読み取れる。醸造石数の推移を見ると、明治12年は30石、13年度は179石⁷⁸⁾、明治14年度は59.58石、明治15年度は48.87石、明治16年度は19.99石と減少して

いる。原料葡萄の買入代はこれと連動し、明治12・13年度は平均して2,716円、明治14年は2,976円、明治15年度は1,603円、明治16年度は345円と推移した。つまり、初期には30石から179石へと醸造量を増加させたが、その後は50石前後の醸造に留め、徐々に醸造用葡萄を買い控えると共に醸造規模を縮小していったことがわかる。これについて、明治16(1883)年9月2日に開かれた株主総会に関する次のような記録がある⁷⁹⁾。

史料2

社長雨宮、当社ノ総勘定表ヲ衆人ニ示シテ曰ク、方今本社ノ葡萄酒甚タ其売捌ノ道ニ苦シムノミナラズ、殆ント壅塞セリ、故ニ潤益ナキハ勿論計算上不足ヲ生スルハ、蓋シ諸般ノ商家其利ヲ占メズシテ還テ損害ヲ醸スカ如シ、之レニ備テ当社情態如此ナレハ、本年ノ醸造如何ントセシヤ、將是宜クヤ衆人ノ意見ヲ以テ良法相計リ、挽回セシコトヲ希望スルノ外ナシ、又曰ク、更ニ是迄ノ役員ヲ解キ取締十名トナシ、而シテ其内ヨリ互撰之以テ社長・副社長ノ二名ヲ置シコトヲ望メリト云々。(後略)

醸造を始めて4年目のこの時点において、社長であった雨宮彦兵衛は総勘定表をもとに、同社が葡萄酒売払いに苦慮していること、そのために前年通りの量を醸造するよりも出来るだけ減らすことで状況を見極めようとしていたことが窺える。実際、同日の総会では「本年葡萄酒醸造高ノ義ハ成ルベク相減シ、決シテ多醸セズ、然ルモ其石数定メ難シ故ニ、取締会ノ意見ニ任セ追テ取締会ノ決議ニ可任事ト熟議決定ス」とある。これを受けて明治16年9月8日に開催された取締会では、「本年醸造高ハ凡四拾石トス」ことになった。また、史料2が示すように従来の役員を解任し、取締10人を新たに決め、その中

から社長と副社長を互選することになり、組織改編も図られた。

(2) 解散の経緯

ここに松方デフレの影響が加わり、経営は徐々に悪化したと考えられる。祝村葡萄酒会社は明治19(1886)年に解散するが、実は明治17年9月18日に開催された株主総会から解散に向けての議論を開始していた。同日の「会議要録」⁸⁰⁾には次のように記されている。

史料 3

明治十七年九月十八日、株主総会ヲ開キ、先ヅ本社開業以來ノ金員出納ヲ報告シ、後向後処分ノ事ニ及ブ、各自ヲシテ其決意ヲ表セシム

従前ノ如ク営業セントスルモノ 七名
今日限り営業ヲ停止シ、直ニ解散ノ処分ニ着手シ、処分全ク終ルノ日ヲ以テ、公然廃業ヲ届出ル事ヲ欲スルモノ 二十二名

乃チ多数ニ依テ解散処分ニ決ス (後略)

この総会では明治12年～17年までの勘定書(表7)が示され、それをもとに多数決で「公然廃業」とすることが決定された。「従来ノ役員ハ今日限り退職タル事、解散処分ニ役事スル為メ株主総代五名ヲ公選シ、其互選ヲ以テ社長一名ヲ挙ゲ、以上五名ヲ以テ之ニ充ツル」とあり、同日限りで役員は退職し、解散処分を進めるための株主総代5名が公選された。また、貯蔵する葡萄酒及びブランデー等を低価販売することを公告し、買受人がない分については現物を分配し、物品貸方等は社長、株主総代等にて処分することになった⁸¹⁾。同年10月9日には「新任ノ株主総代会議ノ決議」として「当社儀、今般解散ニ決シタルニ付テハ、即今別段ノ跡引受人之レ無クニ依リ、現在ノ葡萄酒ヲ株主各自ノ株数ニ応シ之レヲ分配スルコト」を決議している。この

時、新任の株主となったのは雨宮広光、土屋勝右衛門という設立当時の発起人に加え、加々美東一郎、初鹿野市右衛門、網野定右衛門、大森嘉四郎であった。翌、明治17(1884)年12月14日の株主総会では、①「現在ノ酒類ヲ株主各自ニ分配スルコト」、②「本社ニ属スル貸金ハ委員ニ於テ督促シ、返還致サハル時ハ代言人ニ依託シ出訴スルコト」、③「酒類ヲ分配シタル以上ハ、土蔵、敷地、及ヒ付属機械、并ニ其他ノ物品ヲ入札セシガ為メ、来ル十八年二月上旬本社ニ於テ株主総会ヲ開クコト」⁸²⁾、④「調査委員ハ来ル十八年二月ノ総会ニ於テ本社ノ実況ヲ株主ニ報告スルコト」、⑤「本社株金ノ処分ヲ入レ、其残額ヲ入金セザル者ハ、酒類其他一切之分配ニ関与セザルコト」が承認された。

明治18(1885)年5月5日の株主総代会議では①「現在ノ酒類ヲ株主各自ニ配当スルコト」⁸³⁾、②「支配人網野治郎右衛門退社ニ付テハ、跡留主居人トシテ鈴木数弥ヲ当分雇置キ、仮リニ管理人トナスコト」、③「諸帳簿并ニ証書類、肝要ノ器具ハ、当分ノ内日川村興商者エ相預ケ可申コト」が承認された。同5月11日の株主総代会では酒類が合計73.95石あり、一株当たり平均6斗7升の割り当てとなることが決議された。

明治19(1886)年1月12日には地所建物及び器械、雑品の目録⁸⁴⁾が作成され、8月に所有物品の確認がなされ⁸⁵⁾、財産一切の入札がなされた⁸⁶⁾。そして、同年9月4日に株主総代臨時会決議によって、総株数150のうち、株金の入金などのない31株を差し引いた119株に対し、農産物売却費815.17円、貸金収入374.53円を合わせた1,190円を一株につき10円として配布することになった⁸⁷⁾。以上のような経緯を経て、同年に祝村葡萄酒会社は解散した。

(3) 葡萄酒醸造業の継続と再編

葡萄酒売捌代の減少からみると祝村葡萄酒

会社の経営は芳しくなかったように見えるが、一方で貸付金の皆済などからみると、経営状況は悪化に向かうばかりではなかったとも解釈できる。しかし、先述したように、損益計算表に照らして株主総会で経営の軌道修正が図られる中で、同社は解散の決議をした。解散に至る経緯は約2年間をかけて会社役員、株主が議論し、数回の株主総代会、臨時総代会を経て周到に準備されたものであった。そして、同社は解散に際して跡引受人を募り、財産の一切を引き継ぐことを目指した。

跡引受人は上記の経緯の中では未だ見つかっていなかったが、明治19(1886)年に見つかった。跡引受人となったのは東山梨郡七里村(現甲州市塩山)の菊島生宜であり、解散直後の明治19(1886)年10月15日に祝村葡萄酒会社の財産を引き継いだ新しい会社の設立願いが出され、葡萄酒醸造が始められた⁸⁸⁾。明治22年に刊行された『山梨県人物誌』⁸⁹⁾によると、菊島生宜は東山梨郡七里村に生まれ、明治17年に山梨県学事会員、東山梨郡県会議員を務め、明治19年には山梨県蚕糸業取締所議員、翌20年には東山梨郡蚕糸組合委員長を歴任している。「君心を実業に用る厚し、故に嘗て東八代郡祝村に於て葡萄酒会社の設立ありしも経営宜しきを得ず、一時瓦解せしか、君之を憂ひ、明治十九年中本県及び東京の有志に計り該会社を再興し、盛に葡萄酒及醸造をなし、今は社員を東京に出張せしめ販売乃道を弘うせり」という記述から菊島が跡引受人となったことが確認できる。この新しい醸造会社には、祝村の宮崎市左衛門や土屋竜憲も参加していることから、全く新規の会社設立というよりもむしろ、祝村葡萄酒会社を基盤とした次なる展開とみることができる。そして、新たな会社の設立から間もない明治19(1886)年秋には菊島の会社から祝村葡萄酒会社の醸造技師であった土屋竜憲が独立し、そこに祝村葡萄酒会社の発起人の1人

であった宮崎市左衛門の息子光太郎が加わり、土屋家において葡萄酒醸造を始め、甲斐産葡萄酒醸造場を開設した⁹⁰⁾。

祝村葡萄酒会社が跡引受人を探したのは解散にあたって株主への配当を確保することが第一の目的であったと思われる。しかし、跡引受人によって葡萄酒醸造業そのものが継続されたこと自体は、その後この地域が日本の中でも有数の葡萄酒醸造業地域となっていくための重要な条件となった。

内国博覧会への山梨県からの葡萄酒の出品数を見ると、第1回(明治10年)には2、第2回(明治14年)には17、第3回(明治23年)には11、第4回(明治28年)には11、第5回(明治36年)には27と推移している⁹¹⁾。出品者を見ると、第1回には勸業試験場、第2回には祝村葡萄酒会社が確認できる。そして、第3回以降の出品者である宮崎市左衛門(祝村)、雨宮作左衛門(祝村)、里吉安右衛門(甲府市)、土屋竜憲(祝村)、里吉安太郎(甲府市)、宮崎光太郎(祝村)ら⁹²⁾はいずれも祝村葡萄酒会社の株主であった⁹³⁾。

明治16(1883)年に勸業費が大幅に削減されたことで、既に勸業試験場は廃止されていた。しかしその一方で、祝村を中心とした葡萄酒醸造業の試みは担い手が代わりながらその後も継続されたのである。

V. おわりに

本稿の目的は、明治10(1877)年において山梨県八代郡祝村に設立された葡萄酒会社を事例として、近代日本において葡萄酒醸造業という新しい産業が地域に導入される過程とそれを支えた担い手の特徴を地域との関わりから明らかにすることであった。

日本における葡萄酒醸造業は明治前期の揺籃期を経て明治中後期の発展期を迎えるが、最も早く葡萄酒醸造業が試みられたのは山梨県であった。山梨県は大正期になると醸造量で全国の約60%を占める日本有数の葡萄酒醸

造業地域となった。このような動向の前史として特に葡萄酒醸造業の揺籃期に着目すると、県内では県の勸業政策だけでなく、祝村における葡萄酒会社設立という2つの動向がみられた。県令藤村紫朗の殖産興業政策の一環として明治10(1877)年に設立された勸業試験場内の葡萄酒醸造所では、欧州から帰国した勸業寮の人物によって新たな葡萄品種の栽培や葡萄酒醸造業が試みられていた。その一方で同年設立された、祝村葡萄酒会社は村内でこの時期に複数見られた新規事業の1つとして展開した。このように祝村で新たな事業が複数試みられた背景には、養蚕・製糸や葡萄栽培等、商品生産に傾倒する同村の農業構造があった。

祝村葡萄酒会社の担い手として発起人、株主、醸造技術者、葡萄栽培者の特徴を抽出すると、それらはいずれも重複しており、1人の主体が複数の役割を担っていることが明らかになった。これは、彼らが単なる資本家としてだけでなく、新たな事業を興す事業家、農業や醸造の技術普及者、村政を担う村の指導者という多面的な役割を果たしつつ地域的主体として葡萄栽培および葡萄酒醸造業に関与したことを意味している。また、発起人は祝村の中でも特に下岩崎が中心となっていたが、同社の株主は祝村及び周辺町村に及ぶより広域な範囲に分布していた。新たな産業導入の担い手として従来、特定の資本家や名望家が注目されることが多かったが、本稿では彼らを含む複数の人々が担い手として新たな産業導入に関与したことを強調したい。

明治12(1879)年に初めて醸造が開始されてから明治17(1884)年に至る経営動向を見ると、醸造石数、葡萄酒販売額は減少しているものの、純利益は増加し、借入金は皆済された。その後、約2年間の株主総会の議論と準備を経て、同社は明治19(1886)年に解散した。既往の研究では同社の設立と解散に至る経緯は、第1に醸造技術、販売方法、市場

開拓の未熟さ、第2に発起人や株主たちの極めて営利的な投資活動が松方デフレを背景に動揺したことが経営の失敗を招く結果となったと解釈されてきた⁹⁴⁾。しかし、筆者はこれまでの分析の結果、次の2点から同社の解散を単なる失敗事例と見るのではなく、地域における次なる本格的な葡萄酒醸造業の発展を準備した基盤として再評価できると考える。

第1点目は祝村葡萄酒会社の設立によって、葡萄酒醸造という新たな事業を実現するための技術的基盤が整えられたことである。それは同社の資金で村内から渡した2人の青年によってもたらされた葡萄酒醸造技術、購入された新しい葡萄酒醸造用機械類や樽などの道具類、同社の発起人が中心になって選定し栽培が模索された西洋品種葡萄とその栽培技術であった。これらは同社解散後も改良を加えられながらこの地域に根付いていくことになる。

第2点目は、同社の設立と解散の経緯を通して、葡萄酒醸造業という新たな事業の可能性と共に当該期における限界性が示されたことである。葡萄栽培に適する土地条件と栽培技術の上に、その加工業としての葡萄酒醸造業を試みることは当該地域の人々にとっていずれ選ぶべき1つの選択肢であったと思われる。重要であるのは養蚕業、製糸業の好況期にあたるこの時期に、いち早く葡萄酒醸造業の可能性を模索した発起人たちの行動である。それは単なる営利的な投資活動を動機としたというよりもむしろ、新規事業の開始に伴うリスクを負担し、今後の産業を育成する準備であったと解釈することができる⁹⁵⁾。2年間にわたる入念な解散の準備過程で「本社ノ葡萄酒甚タ其売捌ノ道ニ苦シム⁹⁶⁾」状況が株主へ明確に伝えられたことは、同社の限界を示すものであった。しかしこれは、醸造技術の修得だけでなくそれと並行して販路の開拓をすることが重要であると株主たちに認識させるものであり、その意味では解散の議論

を通して同社は葡萄酒醸造業の乗り越えるべき課題を示したのである。

以上をふまえると、祝村葡萄酒会社の設立と展開は単なる経営の失敗や廃止と見るべきではなく、産業導入の揺籃期において、次の世代につながる新事業・新技術導入のきっかけとしての歴史的意義を有していたといえることができる。特に同社解散後の葡萄酒会社の林立に見られるように、明治中後期に展開する本格的な葡萄酒醸造業の発展を促す布石としての役割を果たした。その点については、原料葡萄栽培の技術定着過程、中央線開通などの流通網の整備、新たな市場の開拓などを視野に入れ、祝村葡萄酒会社解散後の新たな担い手たちの地域における役割をさらに検討しなければならない。以上を今後の課題とする。

(筑波大学 生命環境系)

〔付記〕

調査にあたり、メルシャン株式会社メルシャン勝沼ワイナリーの上野昇氏、甲州市役所観光産業部農林商工課ワイン・商工振興担当の石原久誠氏、甲州市教育委員会の室伏徹氏、飯島泉氏、小野正文氏、山梨県立博物館の平山優氏、および甲州市勝沼町の皆さまから多大なるご協力を賜りました。末筆ながら記して感謝申し上げます。

本稿の骨子は2010年度経営史学会第46回全国大会（札幌大学）、2011年度経営史学会関東部大会（慶応大学）で発表した。なお、本研究には科学研究費補助金若手研究(B)「在来産業と小規模家族経営の構造と論理に関する歴史地理学的研究」（課題番号22720305）、第39回（平成22年度）財団法人 三菱財団 人文科学研究助成「甲州勝沼におけるぶどうとワインの社会経済史—在来産業と近代産業の構造転換に関する実証分析」の一部を使用した。

〔注〕

- 1) 谷本雅之『日本における在来的経済発展と織物業-市場形成と家族経済』名古屋大学出

版会、1998。近年ではその具体的解明も進んでいる。例えば近代日本の地域経済発展と産業組合の役割を議論した田中（2012）の研究は、地域における経済活動の実態解明を通して日本における経済発展の1つのありかたを示唆した点で注目される。田中光「近代日本の地域経済発展と産業組合—長野県小県郡和村の事例—」経営史学46-4、2012、3-22頁。

- 2) 古島敏雄「諸産業発展の地域性—明治初年における—」（地方史研究協議会編『日本産業史体系Ⅰ 総論篇』東京大学出版会、1961）、273-347頁。
- 3) 黒崎千晴「解題にかえて—1つの願望的展望—」歴史地理学紀要25、1983。
- 4) 山根 拓・中西僚太郎編著『近代日本の地域形成 歴史地理学からのアプローチ』海青社、2007。
- 5) 葡萄栽培に関しては武部善人「明治初期勸農政策と葡萄」歴史研究（大阪府立大学）3、1958、36-48頁が勸農政策との関わりで明治前期の栽培状況に言及している。
- 6) 前掲4）。
- 7) 清水孝治「明治期の三重県四日市における地域商工団体の展開」歴史地理学53-1、2011、19-36頁、同『近代美濃の地域形成』古今書院、2013は、明治期における諸制度の改革や諸産業の変化を様々なかたちで主導した商工業者・実業家たちを「地域的主体」と定義し、近代の地域形成に果たした役割の重要性を指摘している。
- 8) 佐々木 博「山形県のブドウ栽培とワイン業」筑波大学人文地理学研究Ⅷ、1984、181-199頁は日本の葡萄栽培の歴史に触れ、現代の葡萄栽培と葡萄酒醸造業の関連性に言及している数少ない研究の1つである。一方、周知のように西洋各国においては、醸造用葡萄栽培とワイン醸造業が密接に関係しながら展開してきた歴史を有するため、その関係を検討した研究蓄積が少なくない。近年の研究としては、例えばスペインワイン産業について検討した竹中ほか（2010）などが挙げられる。竹中克行・齊藤由香『スペインワイン産業の地域資源論』ナカニシヤ

- 出版、2010。西洋におけるワイン醸造業の研究レビューについては本書を参照されたい。
- 9) 飯田文弥『近世甲斐産業経済史の研究』国書刊行会、1982。
 - 10) 内山幸久『果樹生産地域の構成』大明堂、1996。
 - 11) 中川昌一監修、堀内昭作・松井弘之編『日本ブドウ学』養賢堂、1996。
 - 12) 上野晴朗『山梨のワイン発達史』勝沼町役場、1977。
 - 13) 麻井宇介『日本のワイン・誕生と揺籃時代』日本経済評論社、1992。
 - 14) 江波戸 昭・小林孝一「甲府盆地のブドウ(1)」地理6-1、1961、147-156頁。同「甲府盆地のブドウ(2)」地理6-2、1961、262-272頁。
 - 15) 日本全体の動向を視野に入れて葡萄酒醸造業の歴史をまとめた研究はそれほど多くはなく、前掲13)、風戸弥太郎編『大日本洋酒缶詰沿革史 洋酒編』日本和洋酒缶詰新聞社、1915が見られるほかは、地域ごとの葡萄酒醸造業の展開をまとめたものが多い。
 - 16) 前掲15) 19頁。新たな産業の揺籃期は、顕著な生産量増加はみられないものの、制度や組織、技術導入の模索が進んだ時期にあたる。したがって、その実態解明はその後に続く本格的な変化を理解するための重要な基礎作業と位置づけ、本稿では特に明治前期に注目して分析を進める。
 - 17) 詳細は農林省『農務顛末 第二冊果樹』(農業総合研究刊行会『農務顛末 第一巻』農業総合研究刊行会、1953) に詳しい。
 - 18) 前掲15)。
 - 19) 詫間家は酒、醤油、味噌、荒物を扱う商家であった。
 - 20) 正式名称を大日本山梨葡萄酒会社というが、設立された村名にちなんで、地域の人々は同社を「祝村葡萄酒会社」と呼んだ。以下、本稿では「祝村葡萄酒会社」と統一する。
 - 21) 農業技術普及と勸業政策との関わりを論じた市川は、茨城県を事例として1890年代以降の急激な地域変化の前提条件として勸業政策を実施した県の動向とその受け手である豪農の対応に注目している。市川大祐「農業技術普及と勸業政策—茨城県の場合—」(高村直助編『明治前期の日本経済—資本主義への道—』日本経済評論社、2004)、259-287頁。茨城県における農業技術の普及過程を官民双方の視点から明らかにした研究として中西(2007)がある。中西僚太郎「明治期の茨城県における牛馬耕導入・普及過程をめぐる官民の動向」(山根 拓・中西僚太郎編著『近代日本の地域形成 歴史地理学からのアプローチ』海青社、2007)、33-48頁。
 - 22) 前掲12)。
 - 23) 神谷伝兵衛が明治30年、茨城県稲敷郡牛久村に原野130余町歩を購入して設立した牛久葡萄酒園がその例である。前掲12) 170頁。
 - 24) 祝村葡萄酒会社の経営史料は関連資料も含めて約1,000点あり、山梨県立博物館に「葡萄酒会社関係資料一括」として所蔵されている。
 - 25) 甲州市ぶどうの国文化館の旧祝村役場文書、高野家文書(下岩崎)、石原家文書(藤井)など。2012年現在、甲州市ぶどうの国文化館されており、筆者が中心となって整理及び目録作成を進めている。
 - 26) 甲州市ぶどうの国文化館の旧祝村役場文書は約500点あり、筆者らが整理中である。
 - 27) 明治6年に権令として着任し、翌明治7年に県令となった。弘化2(1845)年、熊本藩士黒瀬市左衛門の二男として生まれ、安政5(1858)年に熊本藩士菅野太平の養子になるが、脱藩し尊王攘夷運動に加わる。明治維新を機に藤村と改姓し、明治3年から京都府小参事、大阪府参事を歴任した後、明治6年に権令として山梨県に着任した。山梨県生涯学習推進センター編『山梨学講座3 山梨の人と文化—明治維新のうねりの中で—』山梨ふるさと文庫、2005、69頁。
 - 28) 山梨県編『山梨県史 通史編5 近現代1』山梨県、2005、34-70頁。
 - 29) 県の葡萄酒醸造所設立より前に、甲府市の山田宥教と詫間憲久が葡萄酒醸造業に着手していたが、その資金は県令藤村を通して

- 調達されていることなどからみると、勸業政策の一環としての試醸であったといえる。しかし、この2人の試醸は明治9年に廃され、本格的な葡萄酒醸造業の展開には至らなかった。
- 30) 勝沼町誌刊行委員会編『勝沼町誌』勝沼町, 1962, 754頁。
 - 31) 「山梨県勸業報告」1880, 山梨県立博物館蔵, (甲州文庫605-ヤマ-1882) による。
 - 32) 三田育種場となったのは明治10 (1877) 年である。
 - 33) 三田育種場の場長は前田正名であり、後に詳述するように前田は醸造技術の移植に関わって祝村葡萄酒会社に寄与する人物となる。
 - 34) 前掲17)。
 - 35) 「山梨県勸業場報告」1876~1877, 甲州市ぶどうの国文化館蔵, (祝村文書13-437)。
 - 36) 「山梨県勸業報告第十九号」1878, 山梨県立博物館蔵 (甲州文庫605-ヤマ-1878)。
 - 37) 『山梨県勸業報告第廿号』1878, 山梨県立博物館蔵 (甲州文庫605-ヤマ-1878)。
 - 38) 祝村は明治11 (1878) 年に東八代郡に属する。同年以降の事象については東八代郡と明記する。
 - 39) 勸業試験場が葡萄の配付を開始するのは明治10 (1877) 年であるため、明治8年に書上げられた葡萄木数は在来種である甲州種の本数であると思われる。
 - 40) 「甲斐国八代郡下岩崎村收穫総計」1874, 山梨県立博物館蔵 (甲州文庫092. 92-7-49)。
 - 41) 前掲30) 473頁。
 - 42) 「葡萄酒会社設立願」1880, 山梨県立博物館蔵 (葡萄酒会社関係資料一括2005-072-3)。「葡萄酒会社規則」1880, 山梨県立博物館蔵 (葡萄酒会社関係資料一括2005-072-7)。
 - 43) 「興業社規則」1880, 山梨県立博物館蔵 (葡萄酒会社関係資料一括2005-003-020466)。
 - 44) 山梨教育会東八代支会編『東八代郡誌』山梨教育会東八代支会, 1914, 1047-1048頁。
 - 45) 前掲44) 591-592頁に詳しい。
 - 46) 前掲44) 1048-1050頁。
 - 47) 雨宮彦兵衛『甲州葡萄手引草』金港堂, 1885。
 - 48) 高野正誠『葡萄三説』祝村, 1890。
 - 49) 前掲44) 1048-1049頁。
 - 50) 「発起人名簿」年代不詳, 山梨県立博物館蔵 (葡萄酒会社関係資料一括2005-072-9)。表紙が欠如しているため、作成年次が不明であるが、祝村葡萄酒会社の設立時に作成されたものと推定される。発起人名簿という表題であるが、内容を見ると発起人を含めた株主名簿であると判断される。
 - 51) 明治期の地域における産業化の初期段階が中央資本ではなく、近隣郡に在住する地域の株主から調達した資本によって進められたことについては既に指摘がある。また、その中でも特に郡という地域スケールの重要性を指摘した研究として例えば、中村尚史「地方の企業勃興 福岡県三池郡を中心として」(武田晴人編『地域の社会経済史 産業化と地域社会のダイナミズム』有斐閣, 2003), 104-145頁などがある。
 - 52) 若尾逸平は慶応2 (1866) 年に設立された生糸并蚕種紙改所の肝煎に名を連ねていた甲府の有力な生糸商人である。山梨県『山梨県史 通史編5 近現代1』山梨県, 2005, 34頁。
 - 53) 狐狸馬は、藤村紫朗の長男義朗 (明治3年生まれ) の幼名である。原文書を見ると、紫朗と記載した上に紙を貼り、狐狸馬と修正されている。狐狸馬は明治3 (1870) 年生まれであり、発起人に名を連ねた時点では7歳であったため、おそらく藤村紫朗が息子の名を借りて、県令としてではなく、個人的な株主として同社を支援したのではないかと考えられる。
 - 54) 前掲12) 51頁。
 - 55) 前掲30) 754-755頁。
 - 56) 「葡萄酒会社利益計算書」1881年4月17日, 山梨県立博物館蔵 (葡萄酒会社関係資料一括2005-072-23)。
 - 57) 「田地小拾帳」1877, 山梨県立博物館蔵 (葡萄酒会社関係資料一括2005-072-447)。
 - 58) 明治政府の官僚で、明治10年には三田育種場長を務めていた。前掲33)。
 - 59) 前掲12) 54-56頁。
 - 60) 前掲57) の「田地小拾帳」には借用金証書

- と共に皆済証書も含まれている。
- 61) その詳細は日記として残されている。その分析は別稿を期したい。
 - 62) 「機械買入帳 自明治十二年十二月到同十七年八月」1884, 甲州市ぶどうの国文化館蔵(祝村文書52-B10-17)。
 - 63) 「樽買入帳 自明治十二年十二月到同十七年八月」1884, 甲州市ぶどうの国文化館蔵(祝村文書52-B10-4)。
 - 64) 若尾幾造は若尾逸平の弟である。横浜に住居して若尾逸平の生糸輸出事業に従事した。平野 文『山梨県人物誌』平野 文, 1889, 8頁。若尾幾造, 若尾逸平は共に祝村葡萄酒会社の株主であった。
 - 65) 高野と土屋は留学の内容を日記や回想文に記録しており, これらの詳細については次の2つの文献が詳しい。前掲12), 上野晴人編『勝沼町史料集成』勝沼町, 1973, 398-415頁。
 - 66) 前掲12) 66頁。
 - 67) 「建家土蔵並諸器具借請約定証書」前掲30) 67頁。
 - 68) 「明治十二年 葡萄買入帳」1879年8月, 山梨県立博物館蔵(葡萄酒会社関係資料一括歴2005-072-345)。
 - 69) 棚買葡萄と貫目買葡萄は購入形態の違いを表しているもので, 棚を単位として買い取っている場合と, 重さを単位として買い取っている場合があった。
 - 70) 前掲47)。
 - 71) 「葡萄酒売帳」1879年11月, 山梨県立博物館蔵(葡萄酒会社関係資料一括歴2005-072-496)。
 - 72) 1壘0.75 ℓ として換算した。白葡萄酒4石6斗7升1合は約840 ℓ とした。
 - 73) 「卸売」1880, 山梨県立博物館蔵(葡萄酒会社関係資料一括歴2005-072-346)。
 - 74) 前掲12) 75-76頁。
 - 75) 「従明治十二年至同十四年四月葡萄酒会社勘定書」1881年4月17日, 山梨県立博物館蔵(葡萄酒会社関係資料一括歴2005-072-6)。管見の限り, この勘定書は明治17年9月18日に開催された株主総会で報告され, 以後の存廃を議論したものと推察される。
 - 76) 県から借用した1,000円は利息金354円と共に明治14年9月15日に皆済されたことが確認できる。「皆済証書」1881, 山梨県立博物館蔵(葡萄酒会社関係資料一括歴2005-072-447)。
 - 77) 前掲12) 78頁。
 - 78) 「明治十二年 葡萄買入帳」1879, 山梨県立博物館蔵(葡萄酒会社関係資料一括歴2005-072-345)により明治12年の醸造石数が30石と判明する。表4で用いた史料には明治12年, 13年の醸造石数を合算して209石と記載されているため, そこから明治12年の30石を差し引いて, 明治13年を179石とした。
 - 79) 「会議要録」1883~1884, 山梨県立博物館蔵(葡萄酒会社関係資料一括歴2005-072-500)。
 - 80) 前掲79)。
 - 81) 前掲79)。
 - 82) これについて詳細は, 次の史料によって承認されている。「会社解散に付跡引受人の件」1885, 山梨県立博物館蔵(葡萄酒会社関係資料一括歴2005-072-18)。
 - 83) 「葡萄酒会社解散分配帳」によれば, 現物支給として株主たちに葡萄酒が配布されている。「葡萄酒会社解散分配帳」1885年8月12日, 山梨県立博物館蔵(葡萄酒会社関係資料一括歴2005-072-30)。
 - 84) 「地所建物及器械雑品調」1886, 山梨県立博物館蔵(葡萄酒会社関係資料一括歴2005-072-318)。
 - 85) 「所有物品調帳簿」1886, 山梨県立博物館蔵(葡萄酒会社関係資料一括歴2005-072-17)。
 - 86) 「入札広告」1886, 山梨県立博物館蔵(葡萄酒会社関係資料一括歴2005-072-106)。入札の結果については残念ながら, 入札を実施した際の袋残片しか残っておらず, その内容は不明である。「葡萄酒会社遺産入札書(袋断簡)」1886, 山梨県立博物館蔵(葡萄酒会社関係資料一括歴2005-072-816)。
 - 87) 「明治十九年九月四日 株主総代臨時会決議」1886年9月, 山梨県立博物館蔵(葡萄酒会社関係資料一括歴2005-072-21)。
 - 88) 前掲52) 69頁。
 - 89) 前掲64) 192-194頁。
 - 90) 前掲12) 106-107頁。

- 91) 前掲52) 53頁。山梨県『山梨県史 資料編18 近現代5経済社会3』山梨県, 2003。
92) 前掲12) 37頁。
93) 前掲50)。
94) 前掲12) 81-87頁。

- 95) 同社の解散時の状況をみると, 設立当初1株100円の投資をしたところ, 最終的に解散時には10円の返金があったにすぎなかった。前掲87)。
96) 前掲79)。

The Establishment and Evolution of a Winery in Iwai Village, Yatsushiro County Yamanashi Prefecture: An Analysis of the Industry and the Actors in the First Term of the Meiji Era

YUZAWA Noriko

The purpose of this article is to clarify the evolution of new industry and the characteristics of the actors in the first term of the Meiji era, through the analysis of a winery in Iwai village, Yatsushiro county, Yamanashi prefecture.

Although the wine industry in Japan was unstable in the first term of the Meiji era, development soon progressed after that. The first winery was established in Yamanashi prefecture in Japan. In the Taisho era, Yamanashi prefecture became the great production area of wine in Japan.

In Yamanashi prefecture, policy encouraged not only industry but also the foundation of a winery in Iwai village. The actors of Iwai winery were promoters, stockholders, producers of wine and vines. They played certain roles, for example promoters, stockholders, and viticulturists. This means that the actors were not only investors, but also agriculture and wine technicians, and village leaders.

An analysis of Iwai winery revealed that the quantity of wine decreased, but the profits increased. Then, Iwai winery was dissolved in the year 1886. The dissolution was the result of an argument that took place at the general meeting of stockholders for two years in a row.

In the already established research, the establishment and the dissolution of Iwai winery were the result of two factors. The first is immaturity in skills to produce, market and sell wine. The second is the problems among stockholders in the Matsukata deflation, because there commercialism.

However, in the analysis of this paper, I insist that the dissolution of Iwai winery was an important factor in the preparation for growth in wine production. The presentation a possibility and a limitation of new production had an importance historical meaning that was condition to introduce new production and technology for next generation.

Key words: The first term of the Meiji era, Yamanashi prefecture, vine culture, wine, Iwai village, actors